

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県郡山市日和田町字宇類原60番地の1

氏 名 有限会社ハマオ産業

代表取締役 近内聡

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 8年 3月 24日

許可の有効期限

令和13年 3月 2日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩ゴムくず、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬鉱さい、⑭がれき類、⑮ばいじん、⑯13号廃棄物（以上16種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑭については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑮については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成28年 3月 3日 新規許可

令和 3年 3月 3日 更新許可

令和 7年 9月26日 変更許可

令和 8年 3月24日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・**無**

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無